



交通安全情報

令和6年2月19日
函館中央警察署
交通第一課
第3号

ながら・脇見 運転は危険です



スマートフォンの普及により、携帯電話等を使用した「ながら運転」による交通事故が増加したことにより、令和元年12月に罰則・反則金・点数が大幅に引き上げられました。

携帯電話使用等違反の罰則

- 運転中に携帯電話使用等（保持）違反の罰則 ※普通車の点数と反則金
改正前 改正後

罰則 5万円以下の罰金
点数 1点
反則金 6,000円

罰則 6か月以下の懲役又は
10万円以下の罰金
点数 3点
反則金 18,000円

- 運転中に携帯電話使用等（交通の危険）違反の罰則

※画像注視（スマホ、カーナビ、テレビ、ビデオ等）し、交通の危険を生じさせた場合も含む

改正前

3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

改正後

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



警察からみなさんへ

昨年、函館中央警察署管内では運転手の脇見により歩行者をはね、歩行者が亡くなる交通死亡事故が発生しております。
少しの気のゆるみが取返しのつかない大きな事故につながります。
ドライバーのみなさん、ハンドルを握った以上、運転には全集中で！